



令和 2 年 1 月 12 日

## 「第 13 回馬淵川水系河川整備学識者懇談会」を開催します ～直轄河川改修事業と総合水系環境整備事業の再評価～

国土交通省東北地方整備局は、11月16日（月）に「第 13 回馬淵川水系河川整備学識者懇談会」を開催します。

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」は、①馬淵川水系河川整備計画の策定、②河川整備計画策定後の各種施策の進捗、③河川整備計画に基づいて実施される直轄事業の再評価・事後評価について意見を伺うため、学識経験者等を委員として、平成 19 年 11 月 30 日に設立されました。

今回の懇談会では、馬淵川直轄河川改修事業の再評価、及び、馬淵川総合水系環境整備事業の再評価について、委員より御意見を伺います。

### 記

■日 時： 令和 2 年 1 月 16 日（月） 13:00～15:00

■場 所： 協同組合八戸総合卸センター（HOCコネクト） 2階 コネクトルーム  
八戸市卸センター一丁目 12-10

■内 容： 1) 馬淵川直轄河川改修事業の再評価  
2) 馬淵川総合水系環境整備事業の再評価

■公開等：  
・本懇談会は、公開しております。  
・受付は 12:30 から会場入口で行います。  
・写真、テレビの撮影は、冒頭（挨拶まで）のみとさせていただきますので、ご協力を  
をお願いいたします。  
・一般の方で、懇談会の傍聴を希望される方は、会場の都合により席に限りがありま  
すので、先着順とさせていただきます。  
・報道関係者の席を用意しております。  
・新型コロナウイルス感染防止のため、入場の際にはマスク着用と検温・手指消毒等  
にご協力ををお願いいたします。

添付資料：会場位置図、委員名簿、傍聴規定

《発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社》  
問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所  
青森市中央三丁目 20-38 tel 017-734-4521 (代表)  
副所長（河川） 櫻井 隆広 (内線 204)  
調査第一課長 花田 一二 (内線 351)

## 会場位置図

協同組合八戸総合卸センター(ROCコネクト)  
2階 コネクトルーム  
八戸市卸センター一丁目12-10



出典: 地理院地図に開催場所を追記して掲載

# 「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

## 氏 名                  所 属 等

1 樽 克 裕	青森公立大学 経営経済学部 教授
2 工 藤 明	弘前大学 名誉教授
3 工 藤 祐 直	南部町長
4 小 林 真	八戸市長
5 斎 藤 宗 勝	盛岡大学 名誉教授
6 佐 原 雄 二	弘前医療福祉大学 保健学部 教授
7 関 下 斎	日本野鳥の会 青森県支部 支部長
8 竹 内 貴 弘	八戸工業大学大学院 土木建築工学科 教授
9 平 井 太 郎	弘前大学大学院 地域社会研究科 准教授
10 松 尾 和 彦	三戸町長
11 三 浦 忠 司	八戸歴史研究会 会長
12 三 戸 部 佑 太	東北学院大学 工学部 環境建設工学科 准教授

計 12名

敬称略、50音順

## 「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規定

1. 「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
  - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。
  - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
    - ア 危険な物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
    - ウ 酒気を帯びていると認められる者
    - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
  - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
    - イ 驚ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
    - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
    - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
    - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - カ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
  - (6) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
  - (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
  - (8) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。